

平成 29 年度欧州富裕層及び MICE 誘致レップ委託業務仕様書

1. 委託内容

フランスを中心とする欧州から三重県への富裕層及びインセンティブツアー誘致に係る現地
代理店（レップ）業務

2. 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

3. 事業の目的

伊勢志摩サミットの開催による情報発信の拡大を契機に、欧州からの誘客を強化するにあたり、平成 28 年度から現地レップを設置し、特にフランスを中心とする欧州の富裕層旅行及び企業の報奨旅行（インセンティブツアー）の誘致のための取組を強化してきたところである。

本年度は、昨年度の委託業務において策定したプロモーション戦略に基づき、富裕層及び質の高いインセンティブツアーを誘致し、特に県内での消費額増加を図るため、欧州現地で誘致業務を行う代理店（レップ）業務を委託する。

4. 業務の詳細及び提案

（1）旅行会社へのセールス及び関係強化

- ・フランスを中心とする欧州から富裕層、インセンティブツアーを誘客するためのプロモーション計画を作成すること。（本業務に含まれるものとそれ以外を明確にすること。）
- ・富裕層、インセンティブツアーを取り扱う旅行会社を対象に、訪問や資料提供による三重県のプロモーション活動を実施すること。（月 1 件以上）
- ・ツアー造成に係る旅行会社からの問い合わせに対して、必要な情報提供及び連絡調整を行うこと。（随時）
- ・送客に繋げるための取組として、旅行会社との関係強化に繋がる施策を提案し、実施すること。
- ・上記業務及び市場の動向についてレポートを作成し、電子メールで提出すること。（月 1 回）

（2）県セールスにかかる調整及び同行

- ・県海外誘客課職員がフランスを中心とする欧州現地で旅行会社に対するセールス活動を実施する際のアポイント取得、同行通訳及び訪問後のフォローアップを行うこと。（1 件以上）
- ・上記業務についてセールス内容にかかるレポートを作成し、電子メールで提出すること。

（3）プロモーション資料作成

- ・富裕層、インセンティブツアー誘致活動に使用するプロモーション資料を作成すること。
- ・言語は 1 言語以上とし、一の資料内において使用する言語は 1 つとする。
- ・ツールのコンセプト、デザイン、配布形式について提案し、作成すること。

（4）誘客に繋がる取組の企画実施

- ・フランスを中心とする欧州からの富裕層、インセンティブツアーを誘致するための現地での

プロモーションを企画実施すること。（１件以上）

（５）その他

- ・ 県によるフランスを中心とする欧州でのプロモーション活動に係る情報提供、調整等を行うこと。

５．納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- （ア） 納品物 業務実施報告書 ２部（印刷物及びデータ（加工及び２次利用が可能な形式とすること。））

前項４．の業務により作成した成果品

- （イ） 納品期限 平成３０年３月３０日（金）

- （ウ） 納品場所 三重県海外誘客課

６．業務実施上の条件

- （１）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- （２）全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- （３）その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

７．留意事項

- （１）本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- （２）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- （３）受託者が（２）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

８．契約方法に関する事項

- （１）契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。